

(令和元年 11 月 22 日 第 1 回意見聴取会資料)

第 2 期吹田市教育振興基本計画

吹田市教育ビジョン(骨子案)

基本構想

基本

教育理念

今 **吹田から** あす **未来の力を**
いのち **生命かがやき** **ともにつながり** **未来を拓く吹田の教育**

基本目標 1

総合的人間力の形成

～夢と志を持ち、可能性に挑戦する力を育む教育～

基本方向 1

幼児教育を充実し総合的人間力の基礎を培います

基本方向 2

小中一貫教育を通して総合的人間力を育成します

基本目標 2

社会全体の教育力の向上

～地域と協働しともに歩む教育～

基本方向 3

生涯を通じて豊かな学びを提供します

基本方向 4

地域全体で教育力の向上を図ります

基本目標 3

豊かな教育環境の創造

～豊かな学びを支援する教育環境～

基本方向 5

安心・安全で豊かな学校・園の教育環境を整備します

基本方向 6

信頼と責任のある学校・園づくりを進めます

基本方向 7

安全で機能的な社会教育施設の整備を進めます

計画

施策1	質の高い幼児教育の提供
施策2	小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実
施策3	多様なニーズに応じた子育て支援の推進
施策4	小中一貫教育の充実
施策5	確かな学力の育成
施策6	豊かな心の育成と人権教育の推進
施策7	健康・体力づくりの推進
施策8	多様な課題に対応する力の育成
施策9	生徒指導の充実
施策10	特別支援教育の充実
施策11	地域と連携した学校教育の推進

施策12	生涯学習プログラムの充実
施策13	図書館を通じた豊かな学びの場の提供
施策14	文化財を通じた豊かな学びの場の提供
施策15	地域全体での青少年育成活動の推進
施策16	青少年の仲間づくり・居場所づくりの推進
施策17	青少年相談の充実
施策18	放課後の居場所づくりの充実

施策19	学校・園施設の整備
施策20	安心・安全の確保
施策21	教育活動の充実に向けた整備
施策22	過大校等の教育環境の整備
施策23	すべての子供の学ぶ権利の確保
施策24	学校・園運営体制の確立
施策25	教職員の資質能力の向上
施策26	教職員の働き方改革の推進
施策27	開かれた教育行政の推進
施策28	社会教育施設の整備

重点課題

重点課題1

いじめのない学校づくり

重点課題2

青少年の自立を支援する相談体制の充実

重点課題3

次代を担う教職員の育成

V 基本構想

(1) 教育理念

教育理念

あす
今 吹田から 未来の力を
いのち
生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育

超高齢社会の到来や技術革新の急速な進展など社会の構造や仕組みが大きく変わる中、変化に柔軟に対応し、未来を切り拓く力の育成が求められています。また、環境問題や自然災害など、これまでの経験だけでは解決できない事態に対しては、多様な力をもつ市民が協働して乗り越えていく必要があります。

吹田の教育は、市民一人ひとりが多様な価値観を認め、互いの人格を尊重する態度を養い、主体的に学び、考え、行動する力と個性や能力を活かしながら、人や社会とのつながりを大切にし、より良い社会を創造する力を育てていきます。

(2) 基本目標

基本目標 1

総合的人間力の形成
～夢と志を持ち、可能性に挑戦する力を育む教育～

幼児教育から義務教育までを一体的に捉えた小中一貫教育をとおり、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、主体的に行動し、多様な人々と協働しながら未来を切り拓いていく子どもたちを育成します。

基本目標 2

社会全体の教育力の向上
～地域と協働しともに歩む教育～

一人ひとりが生涯学び、活躍し続けられるよう、家庭、学校・園、地域、関係機関など多様な主体が協働し、社会全体の教育力の向上に取り組みます。

基本目標 3

豊かな教育環境の創造
～豊かな学びを支援する教育環境～

学校・園の施設や社会教育施設の整備を図るとともに、状況の変化に柔軟に対応し、信頼と責任のある教育環境を創造します。

VI 重点課題

国・社会の動向や、本市の状況を踏まえ、計画期間内に下記の項目について重点的に取り組んでいきます。

- 1 いじめのない学校づくり
- 2 青少年の自立を支援する相談体制の充実
- 3 次代を担う教職員の育成

重点課題 1 いじめのない学校づくり

平成 29 年 3 月に認知したいじめの重大事態について、教育委員会の附属機関として設置した「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会」が、いじめの事実関係や対応等を調査し、令和元年 6 月、調査報告書として公表しました。調査報告書は、学校、教育委員会の課題を明らかにするとともに、今後の対応と再発防止に関する提言が示されました。これを受け、教育委員会は、市のいじめに関係する部局とも連携しながら、これまでの取組や体制の強化を図るとともに、新たな施策を検討・実施し「いじめのない学校づくり」を推進しています。

■ 指標

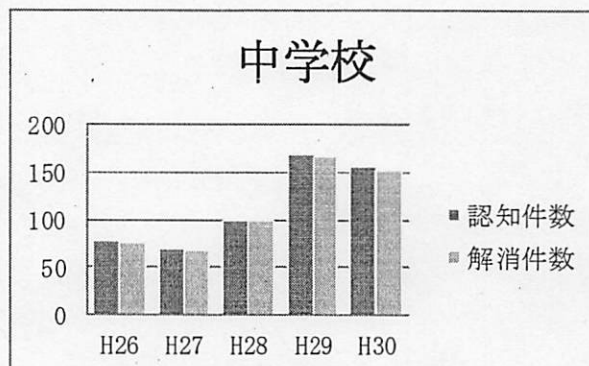
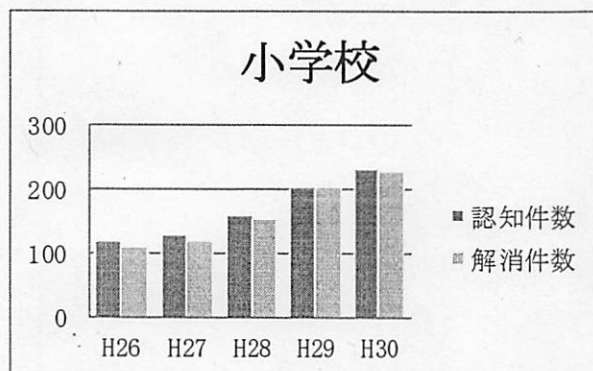
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う小・中学生の割合

小学生 97.5% (令和元年度) → 100% (令和 6 年度)

中学生 93.7% (令和元年度) → 100% (令和 6 年度)

■ 現状と課題

【本市のいじめの認知件数と解消件数の推移】



※平成 29 年度からいじめ解消の定義が①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも 3 ヶ月が目安）継続していること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととなったことを受け、同年度以降の「いじめ解消件数」として翌年度 1 学期末現在の件数を使用しています。

○いじめの未然防止には、担任だけでなく複数の教職員等が児童・生徒に関わり、ていねいに子供たちの状況を把握することが重要です。また、各学校においては、いじめに関する情報を共有するとともに適切に判断・対応できる体制や仕組みを構築し、運用する必要があります。

○いじめの未然防止には、全ての教育活動に人権尊重の視点を取り入れ、児童・生徒の心を育てる教育課程の編成及び推進が必要です。

○教職員の資質を図るため、いじめ防止に効果的な研修を継続して行う必要があります。

○複雑化、多様化するいじめ問題については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、様々な専門的知識を有する人材を活用し、組織体制の強化を図る必要があります。

○いじめ防止に主体的に取り組む、総合的人間力を備えた児童・生徒の育成が必要です。

■ 取組

1 いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための全市的な取組

(1) 学校における組織的な対応による取組

(仮称)吹田市いじめのない学校づくりプログラム〔組織・生徒指導編〕を活用し、市内公立小・中学校の全教職員がいじめに対する共通認識を持ち、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。また、いじめの対応は、特定の教職員が抱え込むことなく、各学校のいじめに対応する委員会等を活用し、情報の共有と組織的な対応を徹底します。

(2) 教育課程における取組

(仮称)吹田市いじめのない学校づくりプログラム〔教育課程編〕を活用したカリキュラムマネジメントにより、全ての教育活動において人権尊重の精神を基本に置き、規律ある中で一人ひとりを大切にした授業を展開します。

(3) いじめ予防推進事業による取組

担当する児童・生徒に「いじめ予防授業」を行えるようにするための教職員研修を実施し、全小・中学校で「いじめ予防授業」を実施します。また、いじめに関する研究結果や理論を使い、いじめがおこりにくい学校風土を醸成します。

(4) 複数の見守りの目の確保による取組

いじめの未然防止、早期発見のための体制を強化する方策として、まず、児童の学習・生活面を支援する「スターター（支援員）」の配置を小学校1年生から2年生まで延長するとともに、組織体制や学校対応等について助言する「いじめ対応支援員」の活動を充実させます。

また、学校において、目が行き届きにくい休み時間の安全管理体制整備を進める等、引き続き、効果的かつ実現性の高い方策を検討します。

(5) 専門的な視点からの対応と関係機関との連携強化

より専門的な視点を持ったスクールソーシャルワーカーや臨床心理士、スクールロイヤーを「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」の構成員に加えることで、効果的にいじめの早期発見、早期対応につなげます。

また、いじめの重大事態等が生じた場合、速やかに適切な対応が行えるよう、子ども家庭センター等の関係機関との連携を強化します。

2 取組の検証

いじめ防止等の取組や施策が着実かつ実効的に進んでいるか検証し、その結果に基づき、取組内容の見直しや強化を行います。

また、学校においては、いじめ防止等に向けた取組について、年間計画やそれぞれの取組の検証を行い、各学校のいじめ防止基本方針を見直し、保護者及び地域等に周知します。

重点課題2 青少年の自立を支援する相談体制の充実

平成27年度に国が実施した満15歳から満39歳までを対象とした調査では人口の1.57%、54.1万人がひきこもり状態にあると推計されています。子供・若者が有する困難はニートやひきこもり、いじめ、不登校、児童虐待など多岐にわたり、一人ひとり異なっています。困難を有する子供・若者とその家族が孤立することのないよう関係機関が連携し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

■ 指標

青少年相談の新規相談件数

222件（平成30年度） → 260件（令和6年度）

青少年相談から社会参画に繋がったケース数

35件（平成30年度） → 42件（令和6年度）

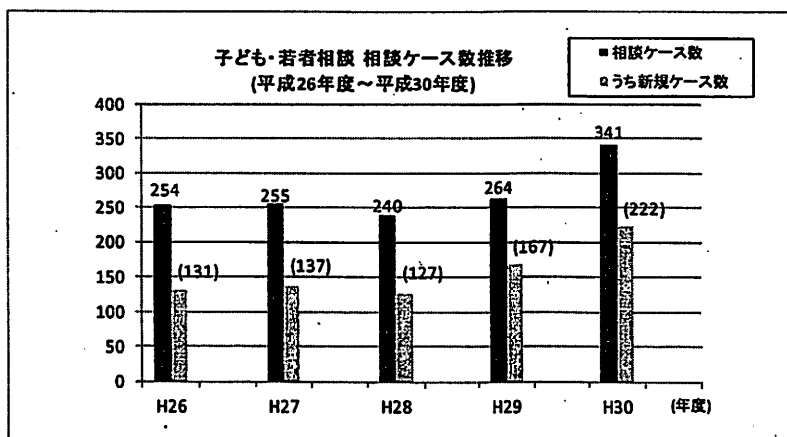
■ 現状と課題

○平成28年度実施の吹田市市政モニタリング調査の結果から、15歳から39歳までの約1,700人がひきこもり状態にあると推計しています。

本市では、平成29年3月に関係機関が連携して総合的に支援する「吹田市子ども・若者支援地域協議会」と相談の中心的機能を担う「子ども・若者総合相談センター（ぷらっとるーむ吹田）」を設置しましたが、同センターの市民認知度は8.4パーセントにとどまっています。同センターをはじめ、さまざまな相談窓口や利用可能な支援情報の周知を強化する必要があります。

○子供・若者の有する課題は、複数の要因が絡み合っていることが多いことから、自立に向けて関係機関等による支援ネットワーク（横のつながり）を構築し、支援を効果的に推進する必要があります。さらに、子供・若者に対し、年齢階層で途切れることなく継続した支援（縦のつながり）を行うとともに情報を適切に共有し、連携する必要があります。

○また、来所による相談ができない子供・若者に対しては、自宅等を訪問し、支援を行うアウトリーチ（訪問支援）が求められています。



■ 取組

1 困難を有する子供・若者の早期発見

- (1) 困難を有する子供・若者をはじめ多くの市民に手に取ってもらえる相談機関一覧「子ども・若者支援マップ」を作成し、支援機関の周知を図ります。
- (2) 「子ども・若者支援マップ」の活用により、青少年関係団体や福祉関係機関など支援機関同士が積極的な連携を行い、情報の共有を図ります。
- (3) 学校や他の相談機関などを個別に訪問し、相談機関の周知を図るとともに連携に努めます。

2 関係機関の連携による支援の実施

- (1) 子ども・若者総合相談センター（ぷらっとるーむ吹田）では専門相談員を配置し、幅広い分野にまたがる相談に対応するとともに、他の適切な機関に丁寧につなぐこともできるワンストップの相談機関として、自ら対応できない案件についても相談の一次的な受け皿となります。
- (2) 教育、福祉、医療・保健、矯正・更生保護、雇用などの分野の関係機関で構成する「吹田市子ども・若者支援地域協議会」を活用し、関係機関の連携により支援を行います。
「代表者会議」を開催し、子供・若者の有する課題などについて情報交換を行い、支援体制を構築します。
「実務者会議」を開催し、関係機関の実務者がそれぞれの機関の特性及びネットワークについて理解を深めるとともに、ケース事例検討などを行います。
必要に応じ、「ケース検討会議」を開催し、関係機関の実務者が情報を共有して、効果的かつ円滑な支援方策となるよう協議を行います。

3 切れ目のない支援の実施

子供・若者の対象年齢は30歳代までであることから、支援対象者の年齢や各機関の業務範囲の違いなどにより、支援が中断されることのないように、30歳代を過ぎた相談者に対する支援を円滑に引き継いでいけるような体制づくりに取り組みます。

4 アウトリーチ(訪問支援)による支援の実施

相談者との信頼関係を構築しながら、家族や本人の意向を十分尊重し、アウトリーチ(訪問支援)や家族支援に取り組みます。

重点課題3 次代を担う教職員の育成

学校をとりまく問題が複雑化、困難化している中、経験年数が10年以下の教職員が5割に達しており、教職員の育成は喫緊の課題です。社会の急速な変化の中にあって、これまでの普遍的な教育課題のみならず、新しい時代の教育課題に対応する教職員一人ひとりの実践能力が求められています。中核市移行を契機とした教職員研修の充実により、時代を担う教職員の育成を目指します。

■ 指標

教職員が校内外の研修に参加し、その成果を教育活動によく反映させていると回答した学校の割合

小学校 88.9% (令和元年度) → 100% (令和6年度)

中学校 83.4% (令和元年度) → 100% (令和6年度)

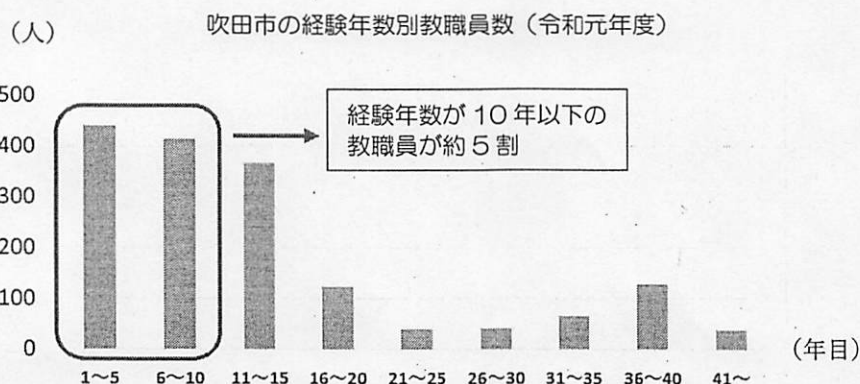
■ 現状と課題

○学校現場においては、経験年数が10年以下の教職員が5割に達する一方で、それらの教職員を指導・育成する経験豊富なベテランの教職員が少ない状況です。研修の充実により効果的に教職員を育成するとともに、教職員が学ぶ意欲を持ち続ける環境づくりが必要です。

○いじめ・不登校などの生徒指導、貧困・児童虐待への対応、特別な支援を必要とする児童・生徒への対応など普遍的な課題の研究に加え、社会変化に伴う新たな課題に柔軟に対応する資質・能力が求められます。

教育のプロフェッショナルとしての基礎となる、使命感や責任感、教育的情熱、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力等を経験年数に応じて育成していくことが必要です。

○学校課題の複雑化、困難化に対応するため、学校組織のマネジメント力の向上が求められます。校長的的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理能力の育成や、管理職を補佐する首席等の職位の専門性を高めることに加え、校内の教育活動の中核を担うミドル・リーダー層の育成が重要です。特定の分野において専門性を追求する教職員、広い知見を有し汎用的に対応できる教職員等、多様な人材の育成が必要です。



■ 取組

令和2年度からの中核市移行に伴い、これまで以上に市が主体となった研修計画を構築します。

1 教育課題、教科指導と本市の教育施策に対応した研修プログラムの実施

(1) 普遍的教育課題

人権教育、児童・生徒理解、特別支援教育、生徒指導、いじめの防止、教職員の不祥事防止等、学校教育における普遍的課題をテーマとする研修を実施します。

(2) 今日の教育課題

- ・教育活動の質を向上させ、学習効果の向上を図るための学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を支援する研修を実施します。
- ・小中一貫教育や外国語活動、英語教育の充実等、本市の教育施策の実現に向けた研修を実施します。
- ・教職員や学校が求める課題の解決に対応した研修を実施します。

(3) 教科等指導研修

新学習指導要領が求める、児童・生徒の資質能力を育成するための主体的・対話的で深い学びの視点を重視した授業づくり・授業改善研修を実施します。

2 教職員のITリテラシーの向上とICTを活用した教育の推進

(1) 児童・生徒とかかわる時間を確保するとともに校務事務の効率化による勤務時間の適正化を推進するため、ICT活用レベルに応じた研修を実施します。

(2) 児童・生徒が適切に情報を引き出し、整理・活用できる能力を育成するためのICTを活用した授業づくりや情報モラルについての研修を実施します。プログラミング的思考を育成するためのプログラミング教育の研修を実施します。

3 教職員のキャリアステージに応じた本市独自の研修プログラムの実施

(1) 経験年数の少ない教職員の育成

教員として必要な資質・能力の基盤となる、授業づくり、児童・生徒理解、セルフマネジメント、人権教育、特別支援教育を研修内容項目の柱においた研修を実施するとともに、各学校の育成体制と連携しながら次代を担う教職員を育成します。

(2) ミドル・リーダーの育成

経験年数5年目以上を対象として、自身の資質・能力の向上に加え、組織づくりや育成・支援等の研修を実施し、各学校の教育活動の中核を担う資質・能力を有する教員を育成します。

(3) 学校管理体制の強化

校長をはじめとした、学校の管理運営、教職員育成、カリキュラムの実施の中心となる教職員については、取組の課題分析、体制の見直しと強化、危機管理や不祥事防止等に資する研修を実施します。

(4) 職能別の専門性の向上

学校教育を支える多様な職種に対応した研修を実施し、専門性を向上させます。

基本目標 1 総合的人間力の形成

基本方向 1 幼児教育を充実し総合的人間力の基礎を培います

■ 基本方向のねらい

人格形成にとって重要な幼児期に、遊びや生活の中でさまざまな人やものと主体的に関わり、総合的人間力の基礎を培うとともに、小学校への円滑な接続に向けた取組を進めます。また、地域や保護者の多様なニーズに応じた子育て支援を推進します。

■ 指標

幼児教育アドバイザー数

5人（平成30年度） → 14人（令和6年度）

小学校と各園の交流回数

8回（平成30年度） → 10回（令和6年度）

親子教室開催回数

748回（平成30年度） → 800回（令和6年度）

■ 現状と課題

○平成27年から「子ども・子育て支援新制度」が実施されたことにより、幼稚園や認定こども園などを通じてすべての子供が健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められています。

○本市では、いろいろな遊びを通して子供達の成長を促したり、地域の保育所や、小・中学校、高齢者などさまざまな人との交流を行ったりして、人と関わる力をはじめとした総合的人間力の基礎となる力を育成してきました。

○今後は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実現できるよう、幼児教育、保育の質の向上に努めるとともに、教職員の経験年数や課題に応じた研修の実施、および園や教職員同士の交流、学び合う機会の充実により、教職員の資質向上に向けた支援が重要です。

○地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を充実させ、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

■ 施策

施策1 質の高い幼児教育の提供

子供たちが園生活に主体的に関われるよう、教育的意図をもった働きかけを行うとともに、地域の小学校・保育所をはじめ様々な人との交流により人と関わる力を育み、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育の実践を進めます。

研修の企画や経験の少ない教職員の指導・助言を行う幼児教育アドバイザーを育成し、園内の人材育成力の向上に努めます。

幼稚園教育要領及び「吹田市立幼稚園・こども園教育課程の編成の基準」に沿った教育・保育が行えるよう教職員研修を実施するとともに、その成果を発信することで、各園の教育実践力を育成します。

施策2 小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実

子供の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教諭との合同研修や意見交換を行うことで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有します。また、小学校との継続的な交流を通し小学校への円滑な接続に努めます。

配慮を要する子供の就学については、関係機関と連携しながら、「個別の教育支援計画」作成や就学先への丁寧な引継ぎを行うことにより小学校への円滑な移行に努めます。

施策3 多様なニーズに応じた子育て支援の推進

多様な保護者ニーズに応じるために、在園児を対象とした一時預かり保育の実施や、入園前の子供やその保護者を対象とした園庭開放や子育て相談、親子教室等に取り組み、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

基本目標 1 総合的人間力の形成

基本方向 2 小中一貫教育を通して総合的人間力を育成します

■ 基本方向のねらい

小中一貫教育を基盤とし、就学前から義務教育までを一体と捉え、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」とともに新しい時代に必要とされる資質や能力を含めた総合的人間力を育成します。また、すべての子供が安心して学べる支援や地域との連携を生かした教育活動を推進します。

■ 指標

家で自分で計画を立てて勉強している小・中学生の割合を増やし、全国水準の達成をめざします

(参考) 小学校 65.8% (-5.7ポイント)¹ (令和元年度)

中学校 49.6% (-0.8ポイント) (令和元年度)

学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合を増やします

(参考) 小学校 86.2% (+0.4ポイント) (令和元年度)

中学校 82.2% (+0.3ポイント) (令和元年度)

全国学力・学習状況調査の教科別正答率を上昇させます

(参考) 小学校(国語) 68.0% (+4.2ポイント) (令和元年度)

小学校(算数) 73.0% (+6.4ポイント) (令和元年度)

中学校(国語) 76.0% (+3.2ポイント) (令和元年度)

中学校(数学) 66.0% (+6.2ポイント) (令和元年度)

中学校(英語) 62.0% (+6.0ポイント) (令和元年度)

自分にはよいところがあると答えた小・中学生の割合を増やします

(参考) 小学校 83.1% (+1.9ポイント) (令和元年度)

中学校 73.1% (-1.0ポイント) (令和元年度)

全国体力・運動能力・運動習慣等調査の体力合計点を上昇させ、全国水準の達成をめざします

(全国値を50としたときの数値)

(参考) 小学校(男子) 48.5 (-1.5) (平成30年度)

小学校(女子) 47.5 (-2.5) (平成30年度)

中学校(男子) 48.5 (-1.5) (平成30年度)

中学校(女子) 49.5 (-0.5) (平成30年度)

特別な支援を必要とする子供の「個別の指導計画」の作成率

支援学級 100% (平成30年度) → 100% (令和6年度)

通常学級 50.2% (平成30年度) → 100% (令和6年度)

¹ ()内のポイントの値は全国平均との差を表示しています。

■ 現状と課題

- 平成 26 年度からスタートした「小中一貫教育実施プランⅡ」に基づき、すべての中学校ブロックにおいて小中一貫教育カリキュラムを作成するとともに、特色ある取組の推進を行ってきました。令和 2 年度から新学習指導要領が本格実施となり、小中一貫教育についても各中学校ブロックの特色を活かしながら、新しい学力観を踏まえた取組が必要です。
- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、効果的なカリキュラムマネジメントによる適正な教育課程の実施、育てたい資質・能力の明確化を図る学校体制の構築が求められています。
- 全教育活動を通じて児童・生徒の豊かな心の育成を図る観点を持ち、いじめ・問題行動の未然防止や不登校へのきめ細やかな対応に努める必要があります。
- 全国学力・学習状況調査では、小・中学校、どの教科においても正答率が全国比を上回っています。一方で「将来の夢や目標を持つこと」、「主体的に学習の計画を立てること」、「話し合いによる課題解決」等に課題が見られます。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、握力、反復横跳び、50メートル走等 8 種目の平均値が小・中学校男女とも全国比を下回っています。運動能力の向上策を講じるとともに、学力や体力と相関関係のある生活習慣の改善にも取り組む必要があります。
- 教育課程特例校制度により、平成 29 年度からすべての小学校で 1 年生からの外国語活動に取り組むとともに、本市独自の英語コミュニケーション体験事業等を進めてきました。多様な課題に柔軟に対応できるよう、英語教育、プログラミング教育をはじめとし、体験活動や部活動も含めた幅広い教育活動の推進が必要です。
- すべての支援学級在籍児童・生徒について、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、個に応じた特別支援教育に努めています。支援学級に在籍しているか否かに関わらず、特別支援教育へのニーズが増大しており、就学前との連携や早期の対応、支援体制が重要となります。

■ 施策

施策4 小中一貫教育の充実

義務教育9年間を一体的にとらえ、小・中学校緊密な連携のもと一貫性・継続性のある教育を提供します。

「小中一貫教育最適化プラン」に基づき、各中学校ブロックにおいて、「めざす子ども像」の実現に向け、新学習指導要領がめざす学力の向上、各ブロックの特色に応じた小中一貫教育の最適化を図ります。

施策5 確かな学力の育成

児童・生徒が主体的・対話的で深い学びを得られる授業づくりに取り組むとともに、習熟度別少人数指導などによりきめ細やかな指導の充実を図ります。

また、全国学力・学習状況調査の結果から、教育施策の成果と課題を検証し、各学校の課題解決に向けた支援を行うことにより、確かな学力の育成を図ります。

施策6 豊かな心の育成と人権教育の推進

多面的・多角的に考え、議論する「道徳科」の授業を道徳教育の要とし、学校における教育活動全体を通して、豊かな心を育みます。

「人権教育を推進するための指針」を踏まえ、さまざまな学習の機会を充実させることで、人権尊重の視点に立った教育活動を推進します。

これらの取組により、いじめを許さない態度、生命を尊重する姿勢等、人権感覚豊かな人間性を培います。

施策7 健康・体力づくりの推進

学校・地域・家庭・医療機関などが連携を深め、学校保健を充実させることで、子供の健康に対する意識を高めるとともに、生活習慣の改善など健康の保持増進に努めます。

学校給食については、栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供するとともに、今後のあり方を検討し、食育の充実を図ります。

体力・運動能力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果から、児童・生徒の現状と課題を把握し、より効果的な取組、運動機会の確保を推進します。

施策8 多様な課題に対応する力の育成

変化の激しい社会において、さまざまな課題に対応できる思考力、判断力、表現力を育みます。

グローバル化、情報化の進展に対応できるよう、小・中学校9年間を見通した英語教育、ICT教育、プログラミング教育の充実に努めます。

また、キャリア教育、福祉教育、環境教育、防災教育など幅広い教育活動を推進します。

これらの教育活動に加え、部活動、体験学習等多様な経験・体験を通して、さまざまな課題に柔軟に対応する力の育成に努めます。

施策9 生徒指導の充実

いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校への取組の推進にあたっては、組織的な生徒指導体制のもと、日常的に子供理解や情報共有に努めるとともに、関係機関との連携を図る必要があります。

また、不登校の子供を対象に、校内適応指導教室、教育センターでは「光の森」活動・「学びの森」活動・家庭訪問活動を、さらに外部機関の活用も含め、多様な学びの提供に努め、個に応じた支援を進めます。

施策10 特別支援教育の充実

「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用により、配慮を要する子供の教育的ニーズに応じた教育課程を編成し、実施します。

また、教育活動への校内外支援体制や環境調整、教職員の研修の充実により、すべての子供が「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進します。

施策11 地域と連携した学校教育の推進

学習教材や学習の場を広く地域に求め、地域資源を活用した特色ある教育活動を推進します。

地域人材や学生ボランティアの活用や、学校と図書館、博物館等との連携により、地域に学ぶ教育、多様な学びの充実に努めます。

基本目標 2 社会全体の教育力の向上

基本方向 3 生涯を通じて豊かな学びを提供します

■ 基本方向のねらい

すべての市民が豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、幅広い学習の場を提供し、いつでもどこでも学べる環境づくりを進めます。また、図書館、博物館等の施設の活用により、生涯を通じて市民の多様な興味・関心に応じた学びを提供します。

■ 指標

市民大学講座の年間受講者数

1,873 人（平成 30 年度） → 3,000 人（令和 6 年度）

地区公民館の年間利用者数

42.4 万人（平成 30 年度） → 46.5 万人（令和 6 年度）

図書館の年間入館者数

186.8 万人（平成 30 年度） → 203.0 万人（令和 6 年度）

博物館の年間入館者数

3.2 万人²（平成 30 年度） → 3.5 万人（令和 6 年度）

■ 現状と課題

○本市では、「第3次吹田市生涯学習（楽習）推進計画」に基づき、暮らしを豊かにする学習や社会が直面する課題解決のための学習など「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習活動に取り組める環境を整えています。市民の生涯にわたる豊かな学びをより一層実現できるように、市民の多様なニーズに応じた生涯学習活動の充実や ICT の利活用による学習環境の整備を図る必要があります。

○社会の急激な変化に対応できるよう、現代的課題をテーマとした講座の提供に努めています。地域の形成者として必要な能力を育み、地域の課題解決を主体的に担う力を身につけるための教育の推進が求められます。生涯学習の場の提供に加え、生涯学習の成果を地域に還元できる仕組みづくりも重要です。

○図書館では、市民の多様な興味・関心に応じた幅広い内容の講演会や講座の提供を進めました。学校図書館との連携を強化し、子供の読書活動の向上に向けた取組の充実を図る必要があります。

² 平成 30 年度の入館者総数（パルテノン多摩歴史ミュージアムでの連携展示を含む）は 4.3 万人

○文化財保護課では、各種文化財の調査を実施し、調査報告書を作成・発行することに加え、指定等文化財の保存・活用に努め、文化財保護への啓発を行ってきました。

また、博物館では地域の歴史資料等の収集や調査研究を基に、企画展などの充実を努めるとともに、学校や図書館、公民館などと連携した取組を進めてきました。引き続き、文化財や歴史資料を通して、市民の多様な生涯学習を支援することが求められています。

今後は、文化財保護と博物館に関する普及啓発を一層進め、地域文化の醸成につなげる必要があります。

■ 施策

施策12 生涯学習プログラムの充実

「第3次生涯学習（楽習）推進計画」に基づき、市民の生涯にわたる学びを支援します。趣味・教養に関する内容や現代的課題をテーマとした講座など、公民館や市内大学との連携を生かし、市民のニーズに応じた学習内容の充実を図ることで、満足度の高い生涯学習の提供を推進します。

また、生涯学習講座の動画配信など、いつでもどこでも学べる環境の整備を進めます。

施策13 図書館を通じた豊かな学びの場の提供

図書館では、さまざまな興味・関心を持つ市民の知的好奇心を充足させることを目指します。多岐にわたる主題の資料を収集・保存し、市民に提供します。また、幅広いテーマの講座や講演会に加え、年齢や興味・関心に応じた行事を実施することで、図書館を通じた豊かな学びの提供に努めます。

また、学校図書館と連携し、団体貸出や各学校図書館に配置されている読書活動支援者へのサポートプログラムを実施するなど、子供の読書活動の支援を進めます。

施策14 文化財を通じた豊かな学びの場の提供

文化財調査で得られた成果を活かし、旧西尾家住宅・旧中西家住宅などの文化財の保存・活用を進めるとともに、さまざまな催事を企画・実施し、文化財を通じた豊かな学びの場を提供します。

また、子供から大人まで多くの市民が文化財へ関心を持ち、地域の文化に対する理解を深めることができるよう、公民館や図書館と連携した講座や講演会、体験学習など幅広い行事の充実を図ります。

基本目標 2 社会全体の教育力の向上

基本方向 4 地域全体で教育力の向上を図ります

■ 基本方向のねらい

家庭、地域、学校がさまざまな課題を共有し、連携を深めることにより、地域全体で教育力の向上を図ります。青少年に向けた、多様な体験や学習の場、仲間づくりの場の提供を通して、その健やかな成長を支えます。

■ 指標

青少年指導者講習会の年間受講者数

244人(平成30年度) → 280人(令和6年度)

青少年施設主催イベント・講座などの年間参加者数

15.6万人(平成30年度) → 17.3万人(令和6年度)

青少年相談の新規相談件数

222件(平成30年度) → 260件(令和6年度)

太陽の広場などの年間参加者数

18.3万人(平成30年度) → 21.5万人(令和6年度)

留守家庭児童育成室の受入児童数

3,506人(平成30年度) → 5,137人(令和6年度)

■ 現状と課題

○ 地域社会とのつながりや人間関係が希薄になり、家庭や地域での教育力の低下が懸念されている中で、本市では青少年の健やかな成長を支えるため、地域の方々の協力を得ながら、青少年の見守り活動や安心安全な居場所の提供を進めています。

今後も、「地域の子供は地域が守り育てる」意識を醸成するため、青少年を取り巻く課題等についての啓発や指導者養成のための支援に取り組む必要があります。

○ 青少年施設や青少年関係団体が、次代を担う青少年の成長に不可欠な自然体験、生活文化体験、社会体験などのさまざまな体験活動や人との交流の場の提供に努めています。今後も、青少年の活動の活性化を図り、多様な活動・体験を通して、豊かな人間性や社会性、自立性を育むことができる環境づくりを進める必要があります。

○ ひきこもりやニート、不登校、虐待など困難な状況を抱える青少年やその家族の孤立を防ぐため、窓口での相談に加え、訪問相談も実施するなど相談体制の充実を図り、セーフティーネットを拡充する必要があります。

- 本市では、国の「新・放課後子ども総合プラン」が目指す「こどもプラザ事業」と「留守家庭児童育成室」の一体型として、両事業が連携し放課後の児童の居場所の充実を図っています。引き続き、共働き家庭の児童も含め、放課後の子供たちが安心して過ごすことができる居場所の提供に取り組む必要があります。

留守家庭児童育成室については、住宅開発や共働き家庭の増加に伴い、入室希望児童数が増加しており、児童推計等により保育提供体制の確保に努めることが求められています。

■ 施策

施策15 地域全体での青少年育成活動の推進

自然体験をはじめとする多様な体験や学習の機会、さまざまな人との交流の機会を提供し、青少年の主体的な取組を支援することで豊かな人間性や社会性を育むとともに、見守り活動を通して非行の防止に取り組み、青少年の健全育成を地域全体で支えます。

また、青少年育成団体やその指導者を育成・支援することにより、地域における青少年育成活動の活性化を図ります。

施策16 青少年の仲間づくり・居場所づくりの推進

青少年が活動できる場や仲間づくりができる機会を提供し、さまざまな経験を通して成長できるよう支援を行います。また、ニーズに応じたイベントの開催や市内の施設との連携などにより活動内容の充実を図るとともに SNS 等を活用した情報発信の強化を行います。

施策17 青少年相談の充実

ひきこもり、ニート、不登校、虐待など、青少年が抱える問題が深刻化、複雑化する中で、社会とのつながりが希薄になった青少年やその家族が孤立することのないよう、ワンストップの総合相談センターとしていつでも相談できる体制の充実を図ります。訪問相談による支援にも力を入れることで、セーフティーネットの拡充を図り、青少年の課題に幅広く対応していきます。

また、子ども・若者支援地域協議会を充実させ、支援機関同士の連携の一層の強化を図ります。

施策18 放課後の居場所づくりの充実

国の「新・放課後子ども総合プラン」が目指す「こどもプラザ事業」と「留守家庭児童育成室」の一体型として、両事業が連携し放課後の子供たちが安心して過ごすことができる居場所の提供に取り組めます。「こどもプラザ事業」として、地域の方々の協力を得ながら「太陽の広場」を実施し、市民主体の協働による継続的な実施を進めるとともに、地域の実情に合わせて回数の増加や活動プログラムの開催等全市的な拡充を進めます。「留守家庭児童育成室事業」では、近年のニーズの高まりから、入室希望児童が増大していますが、待機児童を生じさせないよう保育の提供体制の確保に努めます。

基本目標3 豊かな教育環境の創造

基本方向5 安心・安全で豊かな学校・園の教育環境を整備します

■ 基本方向のねらい

安全で快適に過ごせる学校・園施設の整備を計画的に進めるとともに、学校・園生活における子供の安全を確保します。また、情報教育環境の整備などにより、より豊かな教育環境となるよう整備を進めます。

■ 指標

小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率

31.9% (平成30年度) → 100% (令和6年度)

小・中学校の特別教室等の空調設備整備計画達成率

24.5% (平成30年度) → 100% (令和3年度)

ICTを活用して授業及び校務を行う教職員の割合

16.2% (平成30年度) → 100% (令和4年度)

■ 現状と課題

○平成27年度にすべての学校の耐震化が、平成28年度に普通教室への空調設置が完了しました。現在、校舎・屋内運動場の大規模改造工事、トイレのリニューアル工事を年次的に進めています。引き続き、大規模改造工事及び特別教室等への空調設備の整備を進める必要があります。

○住宅開発の影響により児童・生徒数の局所的な増加傾向が生じ、複数の学校で教室の不足が想定されています。児童・生徒数推計により、事前に必要な教室数の確保に努め、教育環境の維持を図る必要があります。

○小学校の校門、幼稚園及び幼稚園型認定こども園の園門に警備員等を配置し、不審者の侵入防止に努めています。引き続き学校園生活の安全確保に努めるとともに地域の協力を得ながら、登下校時の見守りを強化するなど学校外での安全確保に向けた取組を行うことが必要です。

○ICTを活用した校務の効率化や授業改善を図るため、平成29年度に校務支援システムを導入するとともに、教職員に一人1台相当のパソコンを配備しました。教職員のITリテラシーの向上が求められます。

○平成29年度から読書活動支援者を小学校は専任配置、中学校は2校兼務配置とし、学校図書館

の利活用を促進しています。読書離れが進む中、さらなる読書活動の推進が必要です。

■ 施策

施策19 学校・園施設の整備

児童・生徒がより安全で快適な教育環境のもと学習できるよう、老朽化した校舎の大規模改造工事や特別教室等の空調設備整備など、学校・園施設の整備を計画的に推進します。

施策20 安心・安全の確保

学校安全計画のもと、交通安全、生活安全、災害安全の観点から学校安全に関する取組を推進します。

校門への警備員等の配置により学校園生活の安全を確保します。

登下校時の対応として「こども110番の家」運動や地域での見守りなどにより、保護者、地域、関係機関との連携を図ります。

施策21 教育活動の充実に向けた整備

情報教育環境の整備を進め、情報教育への対応やICT機器等を活用した授業内容の充実を図ります。また、読書活動支援者やボランティア等の活用による読書活動の推進など、子供の豊かな学びを実現するための環境整備を進めます。

その他、社会環境の変化やニーズに対応した教育の提供に向け、必要な教育環境の整備に取り組むことで、充実した教育環境を実現します。

施策22 過大校等の教育環境の整備

児童・生徒数の増加の要因である住宅開発の状況を速やかに把握し、適正な対応が取れる体制づくりを行います。また、児童・生徒数の増加や教室不足に対する今後の対策のあり方について検討を進め、より良い教育環境の整備に努めます。

さらに、今後の各地域における児童・生徒数の増減を見据え、教育環境の充実を図るために、校区のあり方などについて検討します。

基本目標3 豊かな教育環境の創造

基本方向6 信頼と責任のある学校・園づくりを進めます

■ 基本方向のねらい

すべての子供が安心して教育を受けることができるよう、子供や家庭のニーズに応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。また、教職員の資質向上や子供と向き合う時間の確保に努めるとともに、学校・園や教育委員会の活動について積極的に発信し、保護者や地域に信頼される学校・園づくりを進めます。

■ 指標

不登校児童・生徒数の割合の減少をめざします

(参考) 小学校 0.7% (±0ポイント)³ (平成30年度)

中学校 3.2% (-0.4ポイント) (平成30年度)

スクールソーシャルワーカーの支援により課題が解決もしくは好転した児童・生徒の割合

小学校 65.5% (平成30年度) → 100% (令和6年度)

中学校 76.9% (平成30年度) → 100% (令和6年度)

教職員研修受講者の「職務上生かせるか」に対する肯定的回答率

97.3% (平成30年度) → 100% (令和6年度)

■ 現状と課題

- 家庭の経済的事情により教育の機会が阻まれることのないよう必要な支援を行うとともに、制度の周知を図ることが必要です。
- 日本語指導などを必要とする外国にルーツをもつ子供が増えており、通訳の派遣等を行うなど必要な支援の提供に努めています。一人ひとりのニーズに応じた支援が必要です。
- 学校が抱える課題が複雑化・困難化し、質的にも量的にも教職員だけで対応することが難しくなっています。そのため、専門家など多様な人材と連携・協働し、チームとして課題解決に取り組む体制の整備が重要です。
- 経験年数が10年以下の教職員が5割を超えているなか、教職員の育成とともに、新学習指導要領がめざす授業改善に対応するため、教職員研修のさらなる充実が求められます。
- 教職員の勤務時間の長時間化が問題となっています。教職員の働き方を見直し、子供に向き合う時間を十分に確保できるよう教職員の働き方改革を進める必要があります。

³ () 内のポイントの値は全国平均との差を表示しています。

■ 施策

施策23 すべての子供の学ぶ権利の確保

経済的な援助が必要な家庭には、教育費の負担軽減や奨学金制度の周知を図ることで、就学（修学）や進路選択について支援します。

また、外国にルーツを持つ子供に対しては、通訳者の派遣等により、個に応じた日本語指導とともに学校環境への適応や教育活動へのスムーズな参加につなげます。

施策24 学校・園運営体制の確立

課題が複雑・困難化する学校・園において、組織としてさまざまな課題解決が図られるよう、「チームとしての学校」の確立を目指します。

いじめや問題行動、虐待への対応として、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、学校問題解決支援員、いじめ対応支援員等、専門家と連携することで、組織的な指導体制を整備します。また、教育相談機能として、教育センターでの来所相談、電話相談、小・中学校への教育相談員、スクールカウンセラーの派遣により適切な支援を実施します。

小学校においては学習や生活を支援するスターターの配置や小規模校への教員の加配を行い、課題の早期発見、早期対応につなげます。

施策25 教職員の資質能力の向上

新学習指導要領に照らした授業改善を行うため、教職員への指導、助言、教育資料の提供に努めます。教職員の専門性や本市の教育課題に応じた研修を実施することで、各学校・園における教育力の向上を支援します。

また、「教職員の評価・育成システム」の活用等により、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努め、人事管理の適正化を図ります。

施策26 教職員の働き方改革の推進

「教職員の勤務時間適正化対策プランⅡ」に基づき、学校や教職員が行う業務を精査し適正化を図るとともに、ICTの活用等により業務の効率化を推進します。勤務実態を把握しマネジメントを行うことで働き方の意識改革につなげます。また、多様な人的支援等、組織体制の強化によりチームとして対応を行い、教職員の業務量の削減を図ります。

施策27 開かれた教育行政の推進

教育委員会の取組や活動状況等、さまざまな教育情報の発信に努めるとともに、教育施策の点検・評価の実施及びその公表等により、効果的な教育行政を推進します。

総合教育会議では、市長と教育委員会が本市の教育の大きな方向性や重要な教育課題、緊急の問題など協議・調整を行い、相互に連携することで、教育行政の推進を図ります。

基本目標3 豊かな教育環境の創造

基本方向7 安全で機能的な社会教育施設の整備を進めます

■ 基本方向のねらい

公民館・図書館・博物館・青少年施設をはじめとした社会教育施設の整備や充実を図ります。また、高齢者・障がい者の利便性に配慮した整備や施設の老朽化対策、文化財の修繕を進めます。

■ 指標

公民館の大規模改修件数

1館（平成30年度） → 毎年度1館ずつ改修

■ 現状と課題

○生涯を通じて豊かな学びの環境を提供するためには、社会教育施設が安全で機能的、かつ市民が利用しやすい状態である必要があります。

○地区公民館については、老朽化した建物の改修工事や移転建替工事を進めています。特に、狭い公民館の解消および未改修の公民館の大規模改修を計画的に進めることが必要です。

○市内の図書館利用不便地域の解消につながることを期待されている健都ライブラリーについて、建設に向けた準備が進んでいます。引き続き、施設の整備に加え、老朽化しつつある施設の改修を進めることが必要です。また、北摂7市3町間で協定を締結し、北摂7市3町のどの図書館からでも貸出ができる広域利用を進めています。

○少年自然の家(令和2年度から「自然の家」に改称)をはじめとする青少年施設などにおいても、空調設備の整備や外壁改修工事など、利用者が安心安全に利用できるよう整備に努めています。引き続き、老朽化しつつある施設の改修を市民ニーズに合わせて進めることが必要です。

○重要文化財旧西尾家住宅などについては、耐震対策を含めた大規模修繕工事を計画しています。長期的な計画のもと、貴重な文化財の保存を進めることが必要です。

■ 施策

施策28 社会教育施設の整備

老朽化した施設の整備や更新を行うことにより生涯学習環境の充実を図り、住民の生涯学習活動を支援します。

また、旧西尾家住宅など貴重な文化財を大規模災害による損害から防ぎ、これからも将来にわたって長く保存していくために、耐震改修や修理を進めていきます。